

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年8月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定（第13条の2を除く。）による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	略	
	障害厚生年金（ <u>障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。</u> ）	略
	障害基礎年金（ <u>障害厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。</u> ）	略

(他の法令による給付との調整)

第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第13条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類及び同表の中欄に掲げる年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定（第13条の2を除く。）による当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

傷病補償年金	略	
	障害厚生年金（ <u>当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。</u> ）	略
	障害基礎年金（ <u>当該補償の事由となった障害について国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組</u>	略

					合法（昭和37年法律第152号）の規定による <u>障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>		
障害補償年金	略			障害補償年金	略		
	<u>障害厚生年金（障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</u>		略		<u>障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</u>		略
	<u>障害基礎年金（障害厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</u>		略		<u>障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）</u>		略
遺族補償年金	略			遺族補償年金	略		
	<u>遺族厚生年金（遺族基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）</u>		略		<u>遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</u>		略
	<u>遺族基礎年金（遺族厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金</u>		略		<u>遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡</u>		略

--	--	--

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

略	
障害厚生年金（ <u>障害基礎年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。</u> ）	略
障害基礎年金（ <u>障害厚生年金と同一の支給事由により支給されるものを除く。</u> ）	略

	婦年金	
--	-----	--

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる給付に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

略	
障害厚生年金（ <u>当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。</u> ）	略
障害基礎年金（ <u>当該補償の事由となった障害について障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。</u> ）	略

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第2条 職員の再任用に関する条例（平成13年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、<u>第2項及び第3項(これらの規定を法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)</u>、地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号。<u>以下「改正法」という。</u>)附則第5条及び第6条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、<u>法第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)</u>の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任期の末日)</p> <p>第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が<u>65歳に達する日以後における最初の3月31日以前</u>でなければならない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項、<u>同条第2項及び第3項(法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。)</u>、地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号。<u>附則第2条において「改正法」という。</u>)附則第5条及び第6条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、<u>地方公務員法第3条第2項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「職員」という。)</u>の再任用(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(任期の末日)</p> <p>第4条 <u>次の表の左欄に掲げる者に係る再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、同表の中欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年齢にその者が達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1193 1294 1995 1345"> <tr> <td>地方公務員等共済組合法(昭和</td> <td>平成13年4月1日から</td> <td>61年</td> </tr> </table>	地方公務員等共済組合法(昭和	平成13年4月1日から	61年
地方公務員等共済組合法(昭和	平成13年4月1日から	61年		

37年法律第152号) 附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）である者以外の者	平成16年3月31日まで	
	平成16年4月1日から平成19年3月31日まで	62年
	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年
	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年
	平成25年4月1日から	65年
特定警察職員等	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年
	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年
	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年
	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年
	平成31年4月1日から	65年

2 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第

4号に規定する特定警察職員等（以下「特定警察職員等」という。）
である者について次の表の左欄に掲げる期間に前項の規定を適用す
る場合においては、同項中「65歳」とあるのは、それぞれ同表の右
欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

平成27年10月1日から平成28年3月31日まで	63歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64歳

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。